

4 輸国第 4969 号  
令和 5 年 1 月 31 日

各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長  
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国からタイに輸出する一部の青果物については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 TH-P1「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」(以下「取扱要綱」という。)に基づき取り扱われているところです。

今般、取扱要綱について、下記のとおり所要の改正を行いましたので、御了知の上、管内の都道府県知事への通知をお願いします。

#### 記

- 1 農林水産省認定施設に対する原本証明された英文認定書の有効期限を変更。
- 2 有効期限が満了となった施設の報告について明記。
- 3 その他所要の改正。